【 案 】

門川町

第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

令和９（2027）年度～令和 11（2029）年度

※表紙・裏表紙のイラストは選定中です。

令和９年３月

門川町　福祉課

本計画の策定にあたり、表紙・裏表紙にイラストをご提供いただきました。

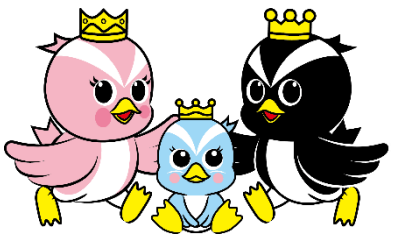
ありがとうございます。

【表紙の作品】

児童発達支援センターあさひ学園　　さん

【裏表紙の作品】

児童発達支援センターあさひ学園　　さん



目　次

第１章　計画策定の趣旨

１．計画の目的……1
２．計画の位置づけ……1
（１）法的な位置づけ……1
（２）町の計画における位置づけ……1
３．計画の期間……3
４．障がい保健福祉圏域の設定……3
５．計画の基本理念……4
（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援……4
（２）町を主体とする仕組みと障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等……4
（３）地域生活への移行と継続、就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備……4
（４）地域共生社会の実現に向けた取組……4
（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援……5
（６）障がい者の社会参加を支える取組の推進……5

第２章　障がい者・障がい児を取り巻く現状

１．人口構造の状況……6
２．障がいのある人の状況……7
（１）障害者手帳所持者数からみた動向……7
（２）身体障がい者の状況……8
（３）知的障がい者の状況……10
（４）精神障がい者の状況……11
３．その他の各種受給者の状況……12
（１）自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移……12
（２）経済的支援受給者数の推移……12
（３）福祉医療費助成対象者数の推移……13
（４）育成医療・更生医療の受給者数の推移……13
（５）障害支援区分認定実施状況の推移……14
（６）障害福祉サービス等利用決定者数の推移……14
４．障がいのあるこどもの状況……15
（１）障がい児保育の状況の推移……15
（２）障がいのあるこどもの就学状況の推移……15

第３章　前期計画の評価及び今期計画の確保方策

１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の成果目標等と進捗状況.....16
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....16
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....18
（３）地域生活支援の充実.....19
（４）福祉施設から一般就労への移行.....20
（５）障がい児支援の提供体制の整備等（第３期障害児福祉計画）.....22
（６）相談支援体制の充実・強化等.....23
（７）障害福祉サービス等の質の向上.....25
２．第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の成果目標の設定.....26
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....26
（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....28
（３）福祉施設から一般就労への移行等.....29
（４）障がい児支援の提供体制の整備等（第４期障害児福祉計画）.....32
（５）地域生活支援の充実.....34
（６）相談支援体制の充実・強化等.....35
（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上.....36
（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....37
３．活動指標（サービス等の見込み）とその確保方策.....38
（１）指定障害福祉サービス・相談支援の見込み.....40
（２）障害児通所支援等の見込み（障害児福祉計画）.....53
（３）地域生活支援事業の見込み.....55

資料編

１．門川町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱.....64
２．門川町障害者福祉計画等策定委員会名簿.....66

「障がい」の表記について

本町では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられている場合を除き、「障がい」と表記します。

第１章　計画策定の趣旨

１．計画の目的

今般、国から「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」が示され、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し共生する社会の実現に向け、障害福祉計画及び障害児福祉計画において新たに盛り込むべき内容が明らかになりました。

本計画「門川町第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（令和９年度から令和 11 年度）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき、国の基本指針及び宮崎県の障がい福祉計画・障がい児福祉計画等を踏まえ、本町における障害福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の提供体制を計画的に確保することを目的として策定するものです。

「門川町第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（令和６年度から令和８年度）」の評価を基に、本町におけるニーズや地域の実情を踏まえ、必要なサービスの種類及び見込量、提供体制の確保に関する方策等を定め、地域全体で支え合う体制の構築を目指します。

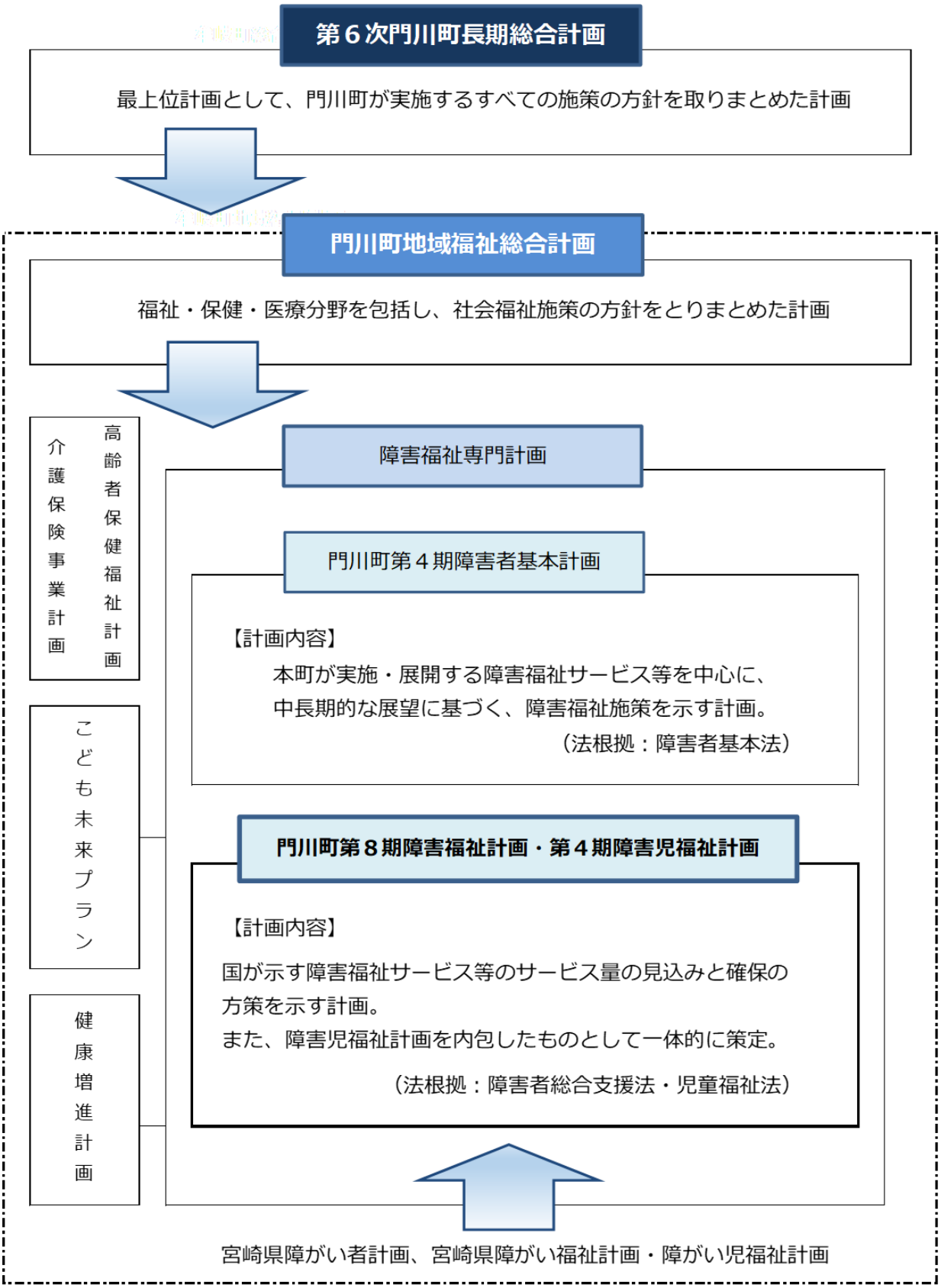
２．計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

この計画は「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、国の基本指針に即して障害福祉サービス等の必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。また、「門川町障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、第４期計画を策定するものです。

（２）町の計画における位置づけ

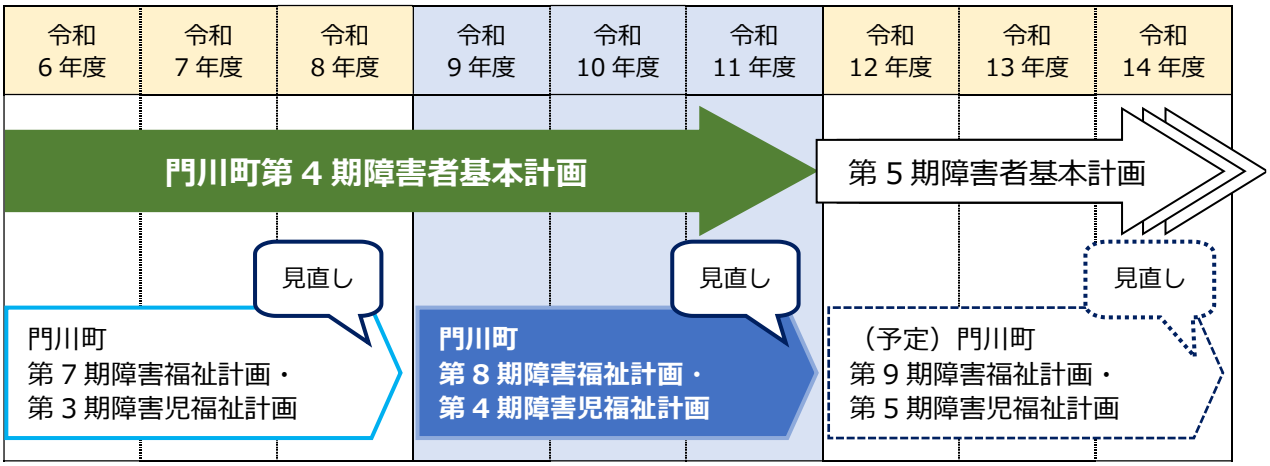
この計画は、国の基本指針に則し、本町の最上位計画である「第６次門川町長期総合計画」をはじめとした町政運営の基本的な指針に沿って策定し、障がい福祉のみならず地域福祉、こども・子育て及び高齢者福祉等の福祉関連計画や、健康、医療、保健に関する計画及び宮崎県障がい者計画、宮崎県障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図りながら推進していきます。


第６次門川町長期総合計画
最上位計画として、門川町が実施するすべての施策の方針を取りまとめた計画
門川町地域福祉総合計画
福祉・保健・医療分野を包括し、社会福祉施策の方針をとりまとめた計画
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
こども未来プラン
健康増進計画
障害福祉専門計画
門川町第４期障害者基本計画
【計画内容】
本町が実施・展開する障害福祉サービス等を中心に、
中長期的な展望に基づく、障害福祉施策を示す計画。
（法根拠：障害者基本法）
門川町第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画
【計画内容】
国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策を示す計画。
また、障害児福祉計画を内包したものとして一体的に策定。
（法根拠：障害者総合支援法・児童福祉法）
宮崎県障がい者計画、宮崎県障がい福祉計画・障がい児福祉計画

３．計画の期間

門川町障害福祉計画・障害児福祉計画は３年を１期として定める障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画です。従って令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度を障害福祉計画の第８期、障害児福祉計画の第４期とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、状況に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



４．障がい保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスの実施にあたり、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位を設定し、地域間で格差がないように障がい保健福祉圏域を設定し、サービス提供体制を構築する必要があります。宮崎県障がい者計画において、本町は、日向市・諸塚村・椎葉村・美郷町とともに、日向入郷障がい保健福祉圏域（１市２町２村）に設定されています。

今後も施設整備や医療施策などとの連携を総合的に考慮し、同圏域内で適切な機能分担によるサービス提供体制の構築を図ります。

５．計画の基本理念

第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ以下の６点を基本理念とします。すべての障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活等が送れるよう、次に掲げる点に配慮して数値目標及びサービス見込量を適切に設定し、その実現に向けたサービスの供給体制の確立を目指します。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者等一人ひとりの自己決定を尊重し、自ら選択した生活を実現できるよう、本人の意思を大切にした支援を推進します。

また、意思決定支援の充実を図り、地域において主体的に暮らすことができる環境づくりを進めます。

（２）町を主体とする仕組みと障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けられるよう町を実施主体とし、障がいの種別や程度にかかわらず、必要な支援を適切に受けられるよう、障害福祉サービスの質の向上と安定的な提供体制の確保を図ります。

また、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、総合的な支援を推進します。

（３）地域生活への移行と継続、就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な意思決定支援を行い、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応した障害福祉サービス等の提供基盤を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等を含め、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を推進します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のすべての住民が、「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備を推進します。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や包容（以下「インクルージョン」という。）を推進していきます。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

（６）障がい者の社会参加を支える取組の推進

障がい者が地域社会の一員として活躍できるように、障がい者の多様なニーズを捉え、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ活動等への参加を促進し、自立と生きがいづくりを支援します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、支援人材の育成も含めた支援体制の構築と、障がい者のＩＣＴ活用等の促進を図ります。

第２章　障がい者・障がい児を取り巻く現状

１．人口構造の状況

住民基本台帳によると、令和３年度 17,754 人から令和８年度 16,717 人と減少傾向で推移しています。

また、年齢区分別に見た場合、０～14 歳と 15～64 歳の減少割合に比べ、65 歳以上のいわゆる高齢者人口の減少割合は低く、結果として高齢化率は上昇し、少子高齢化が進行しています。

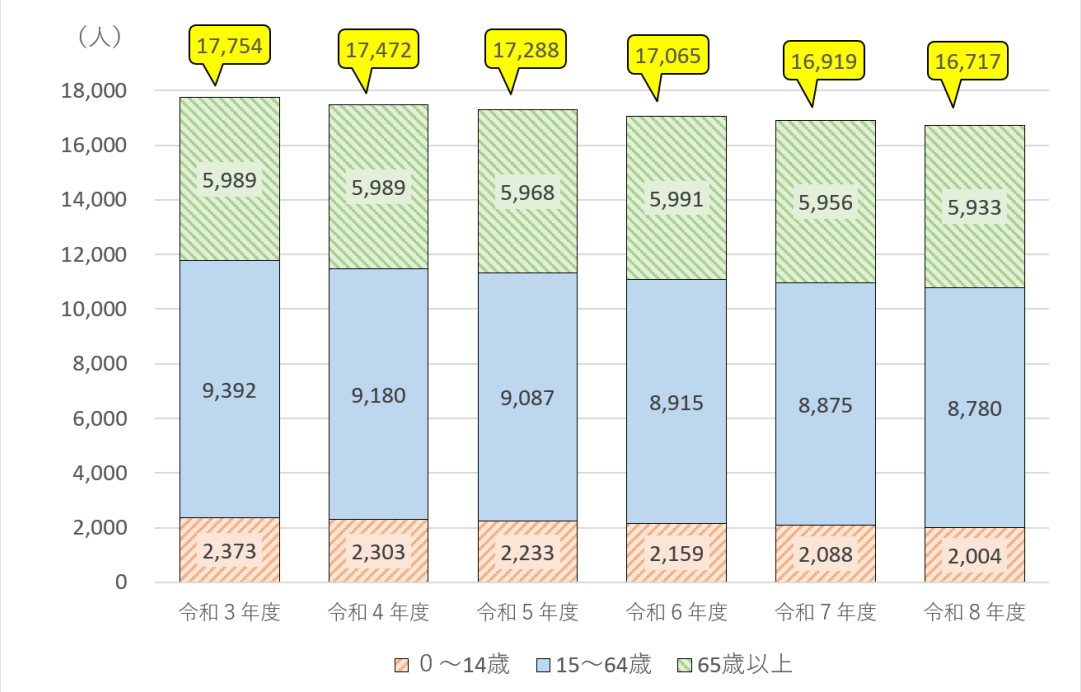
世帯数の推移をみると、令和３年度の 8,187 世帯から増減を繰り返しながら令和８年度の 8,155 世帯と減少傾向で推移しています。

また、一世帯当たりの人員数についても、令和３年度の 2.2 人から、令和８年度には 2.0 人と減少傾向で推移しています。

【人口推移】

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人口（人）		17,754	17,472	17,288	17,065	16,919	16,717
	０～14歳	2,373	2,303	2,233	2,159	2,088	2,004
	15～64歳	9,392	9,180	9,087	8,915	8,875	8,780
	65歳以上	5,989	5,989	5,968	5,991	5,956	5,933
高齢化率（%）		33.7%	34.3%	34.5%	35.1%	35.2%	35.5%
世帯数（世帯）		8,187	8,140	8,169	8,168	8,183	8,155
一世帯あたりの人員数（人）		2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0

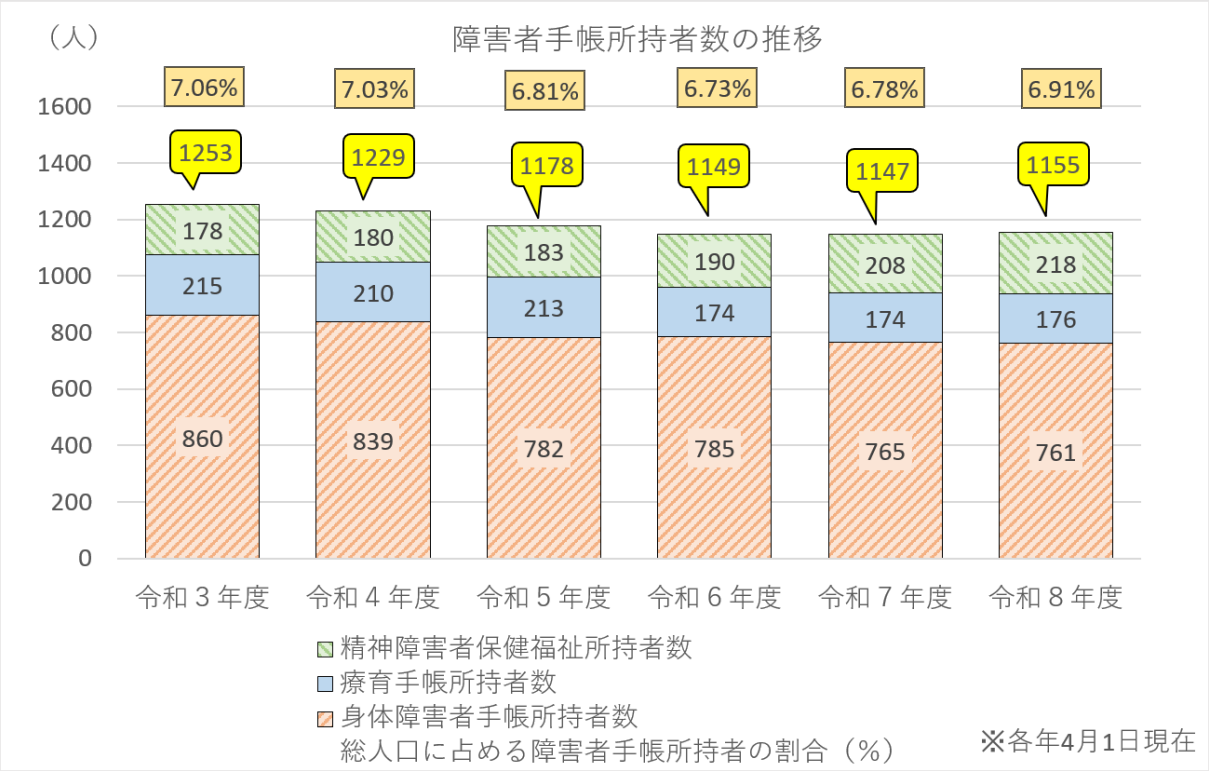
※各年4月1日現在　住民基本台帳



２．障がいのある人の状況

（１）障害者手帳所持者数からみた動向

令和３年度から令和８年度までの障害者別手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数は 99 人減少、療育手帳所持者数は 39 人減少、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 40 人増加しています。



年齢別に各種手帳所持者数を見ると、０～17 歳は療育手帳所持者が最も多く、18～64 歳は精神障害者保健福祉手帳所持者が最も多く、65 歳以上は身体障害者手帳所持者数が最も多くなっています。

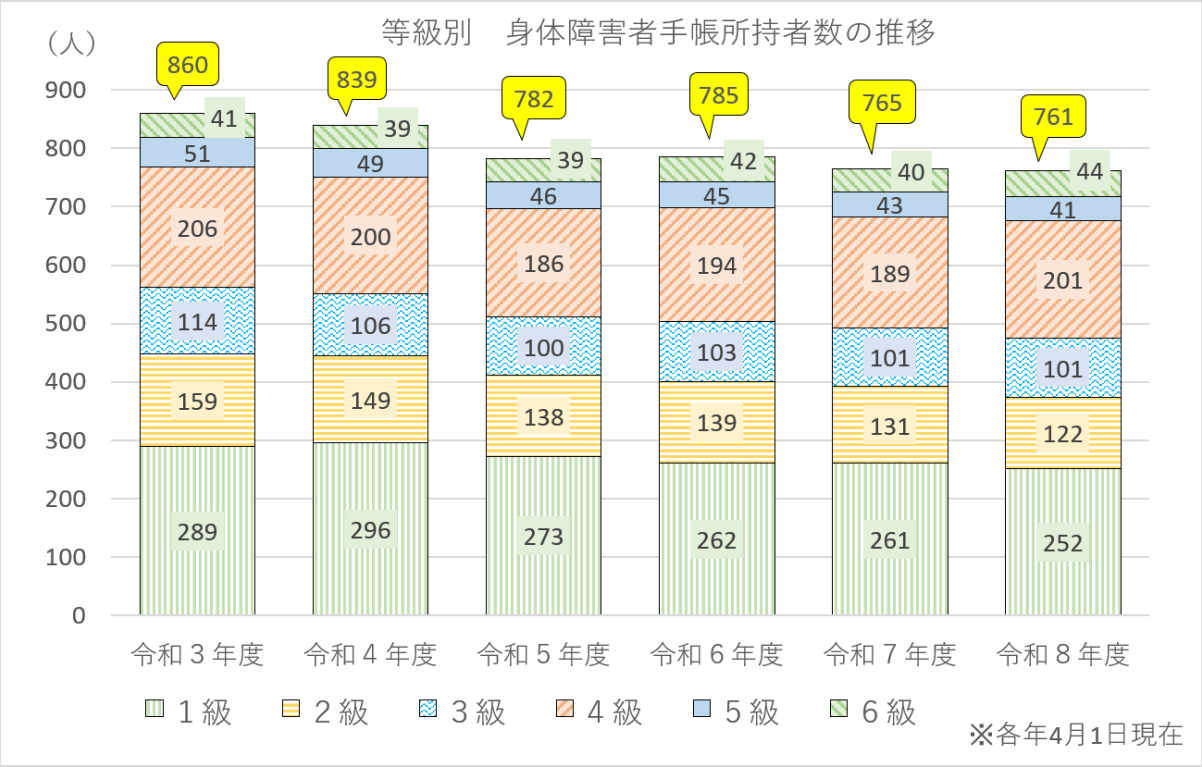
（単位：人）

	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数
0～17歳	12	33	5
18～64歳	159	126	167
65歳以上	590	17	46

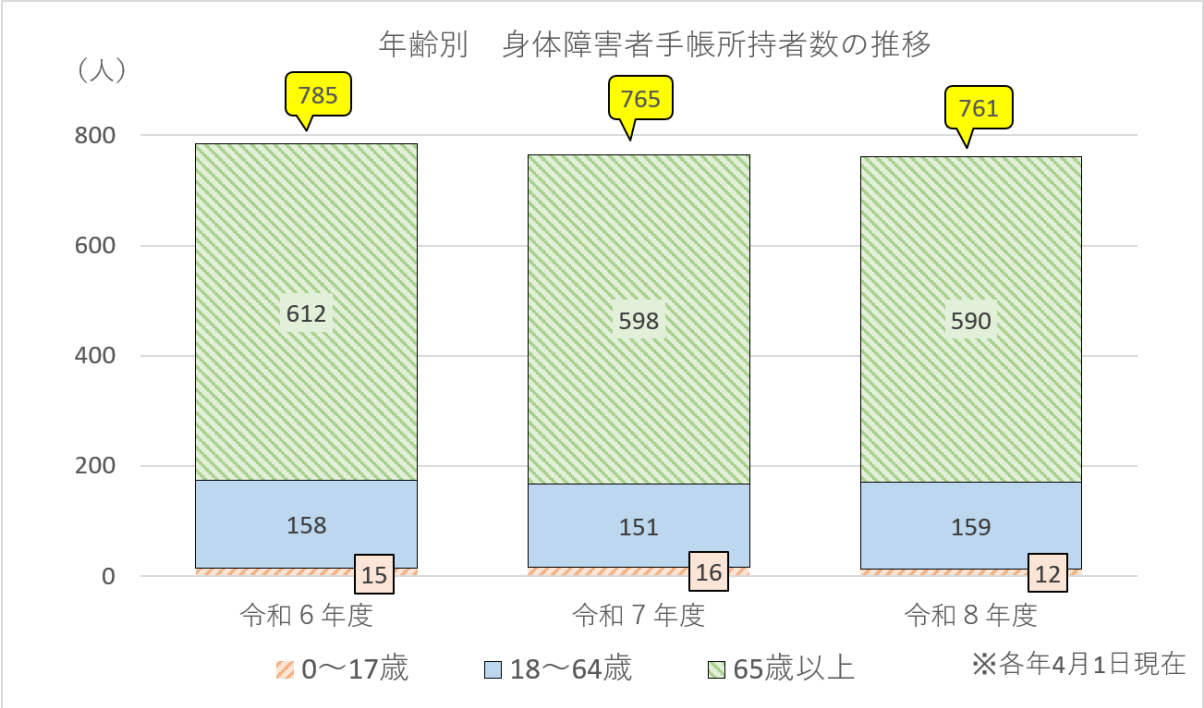
※令和8年4月1日現在

（２）身体障がい者の状況

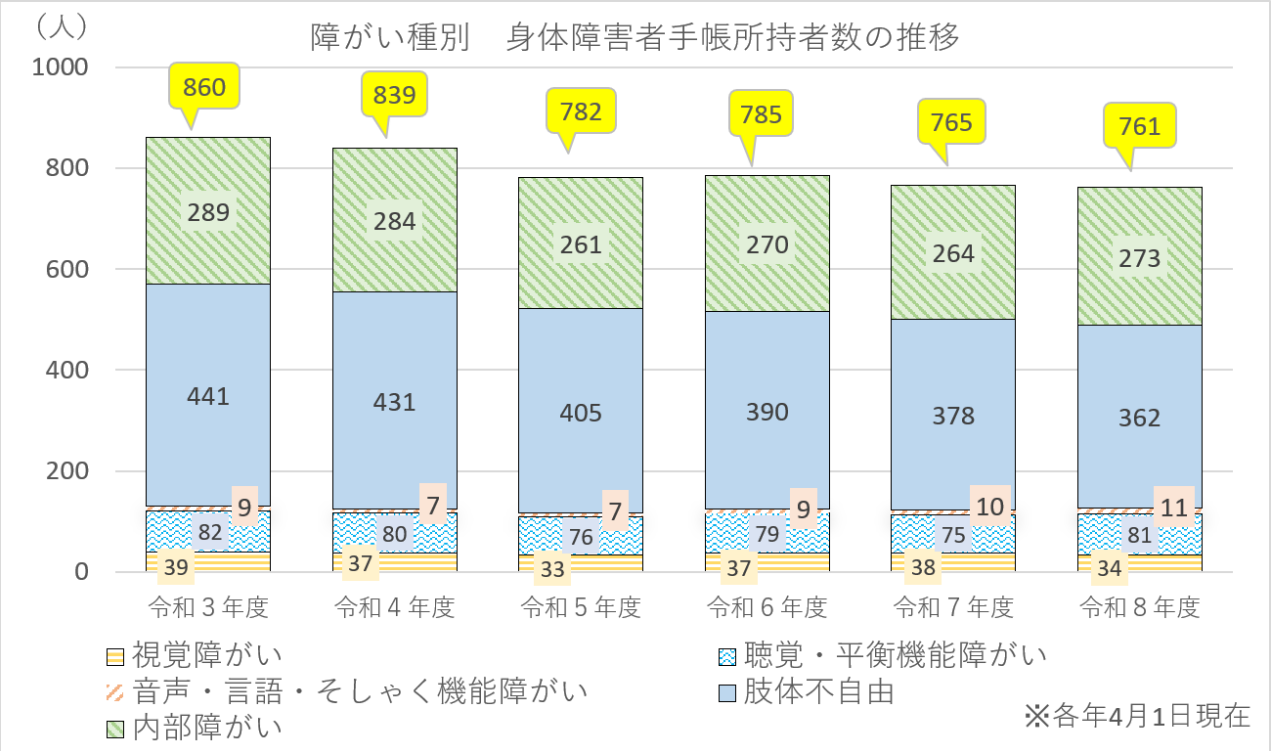
令和３年度から令和８年度までの等級別身体障害者手帳所持者数を見ると、全体で 99 人減少している中で、６級のみ３人増加し、５級は 10 人、４級は５人、３級は 13 人減少、１級と２級はそれぞれ 37 人減少しています。



年齢別では、令和６年度から令和８年度のいずれにおいても、65 歳以上が最も多く、75%以上を占めています。

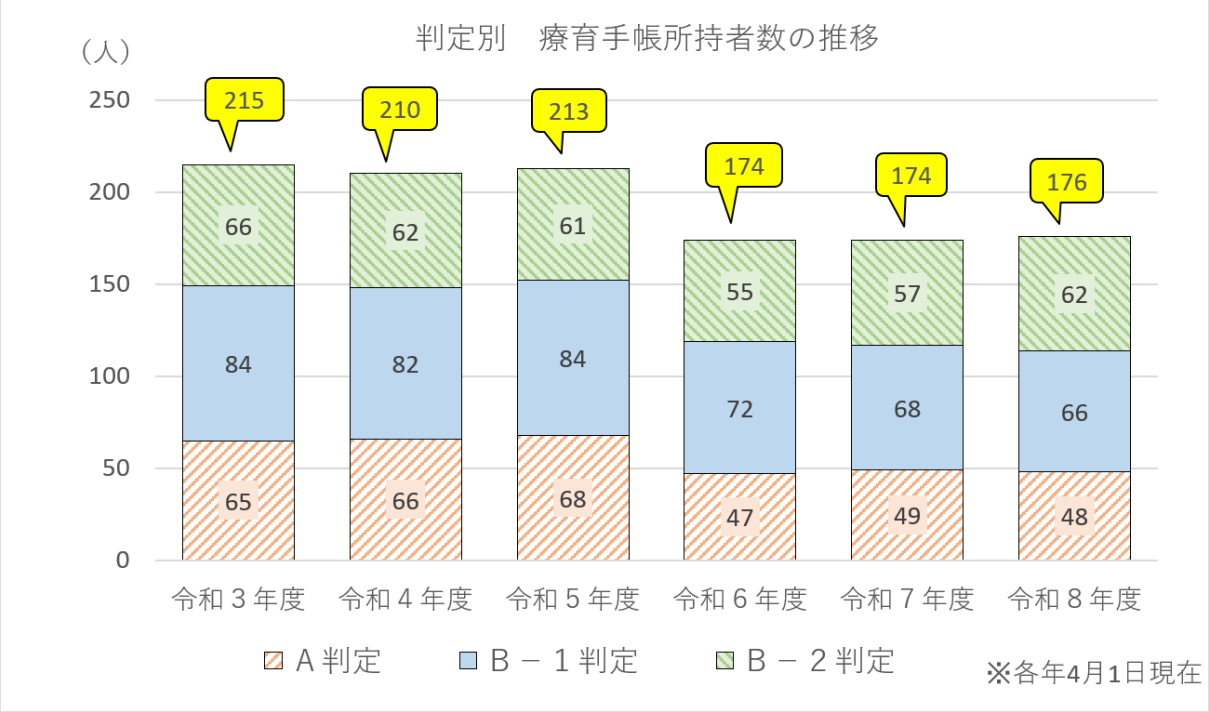


障がい種別に見ると、肢体不自由、内部障がい、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいの順で多くなっています。

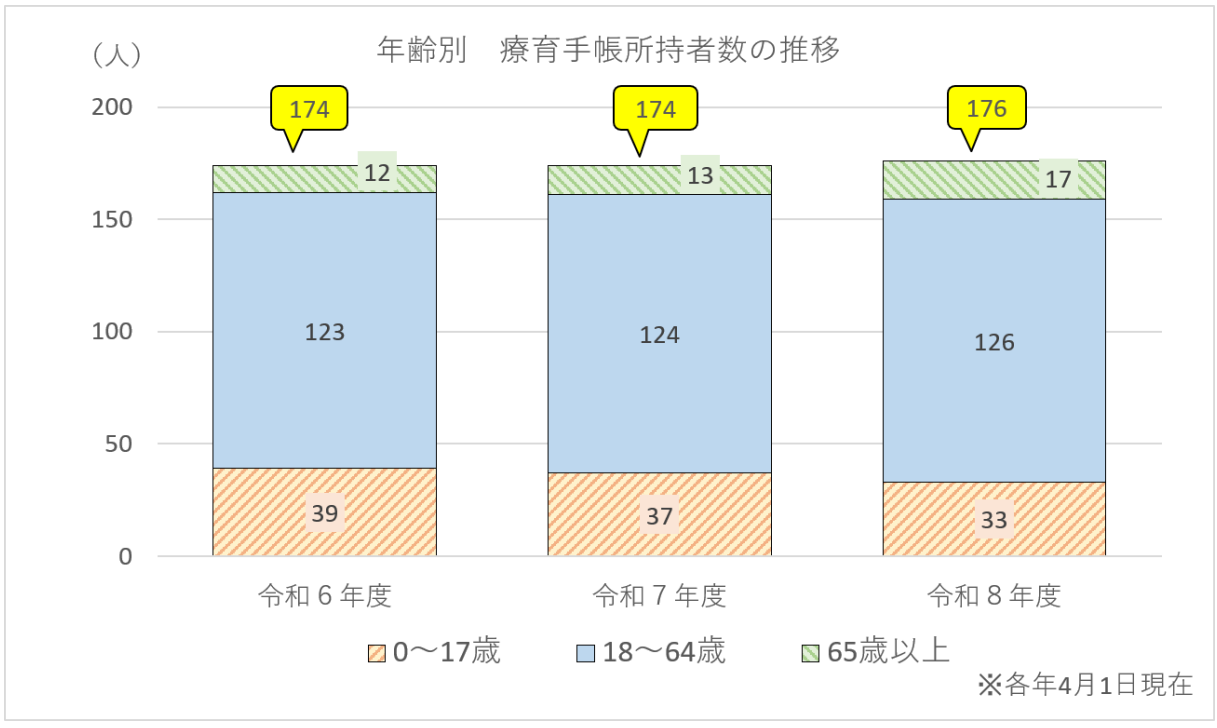


（３）知的障がい者の状況

令和３年度から令和８年度までの判定別療育手帳所持者数を見ると、全体で 39 人減少しており、A判定は 17 人、B-1 判定は 18 人、B-2 判定は４人の減少となっています。

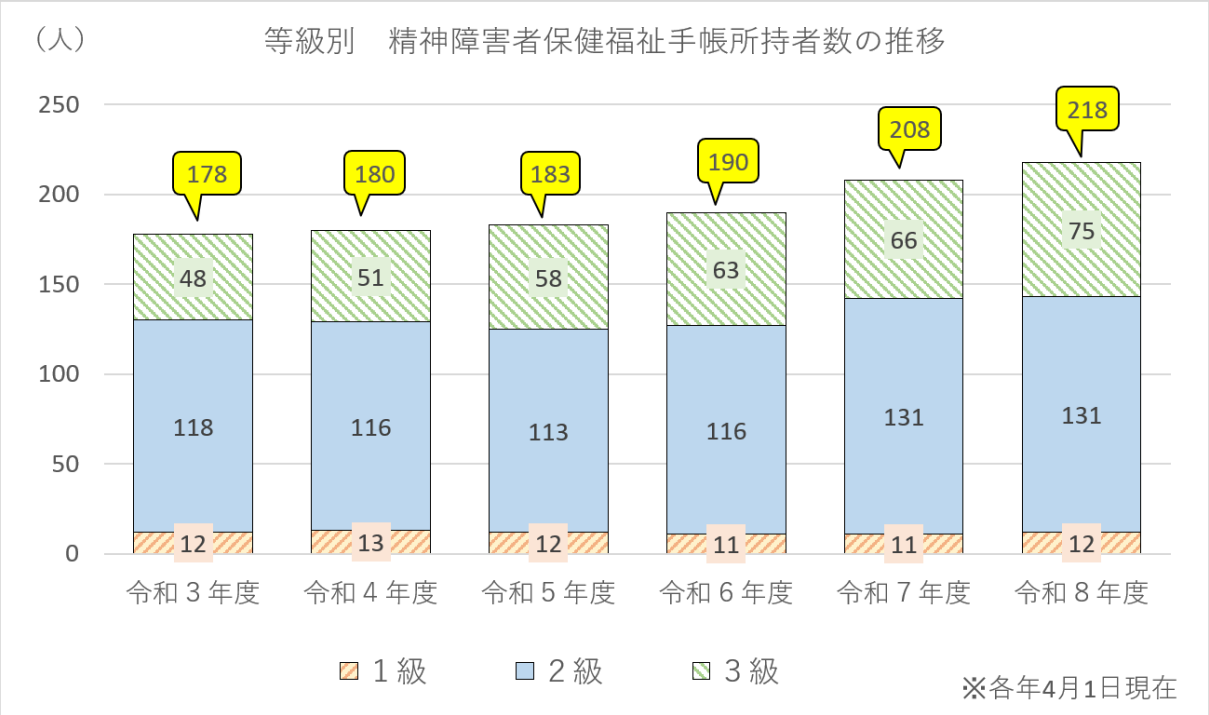


年齢別では、令和６年度から令和８年度のいずれにおいても 18～64 歳が最も多く、70%以上を占めています。

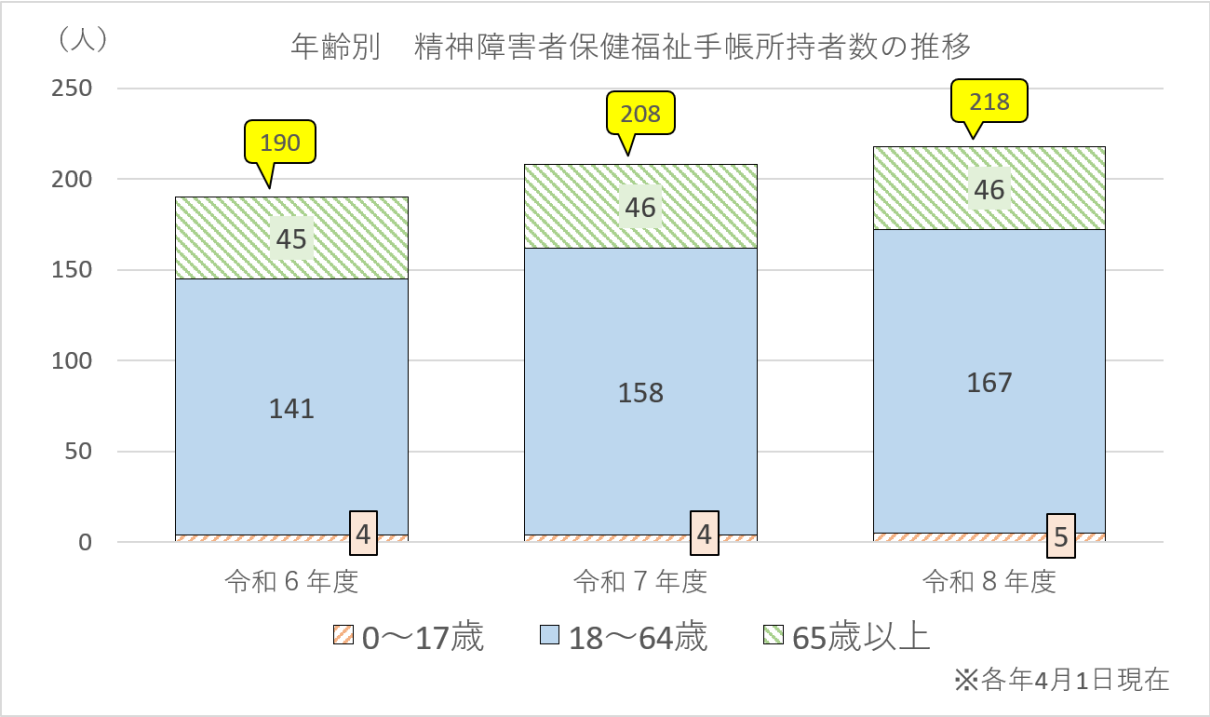


（４）精神障がい者の状況

令和３年度から令和８年度までの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数を見ると、全体で40人増加しており、３級が27人、２級が13人増加しています。



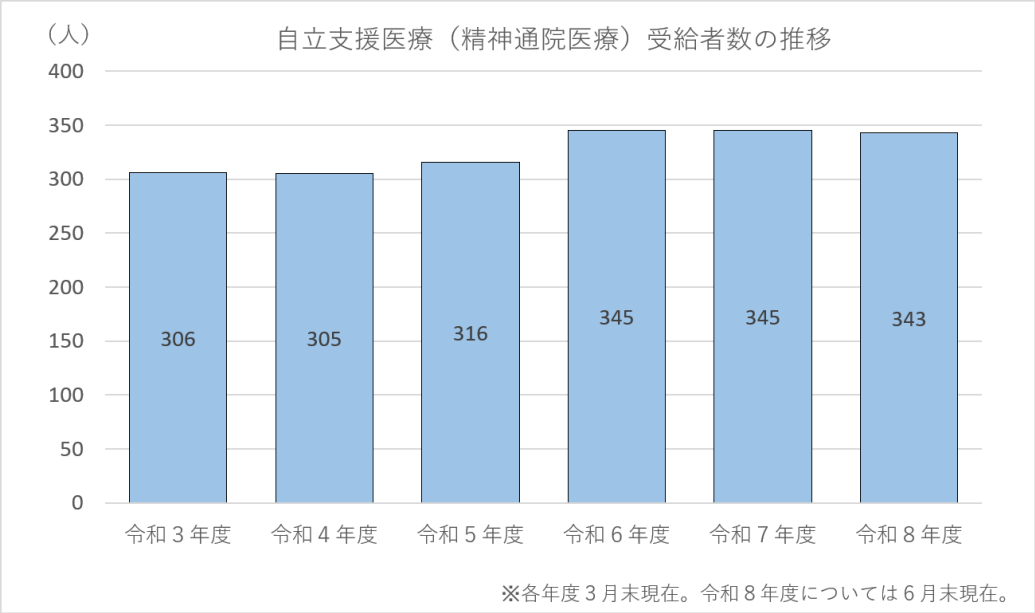
年齢別では、令和６年度から令和８年度のいずれにおいても18～64歳が最も多く、約75%を占めています。



３．その他の各種受給者の状況

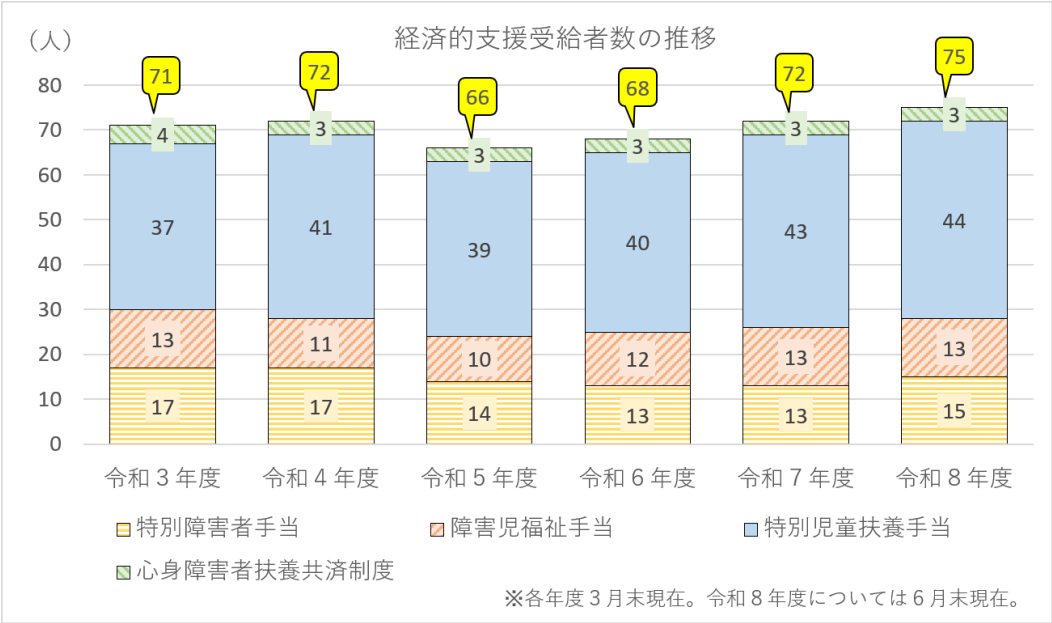
（１）自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

令和３年度から令和８年度までの自立支援医療受給者数を見ると、令和８年６月末現在、343人です。令和３年度から増減を繰り返しながら、緩やかに増加しています。



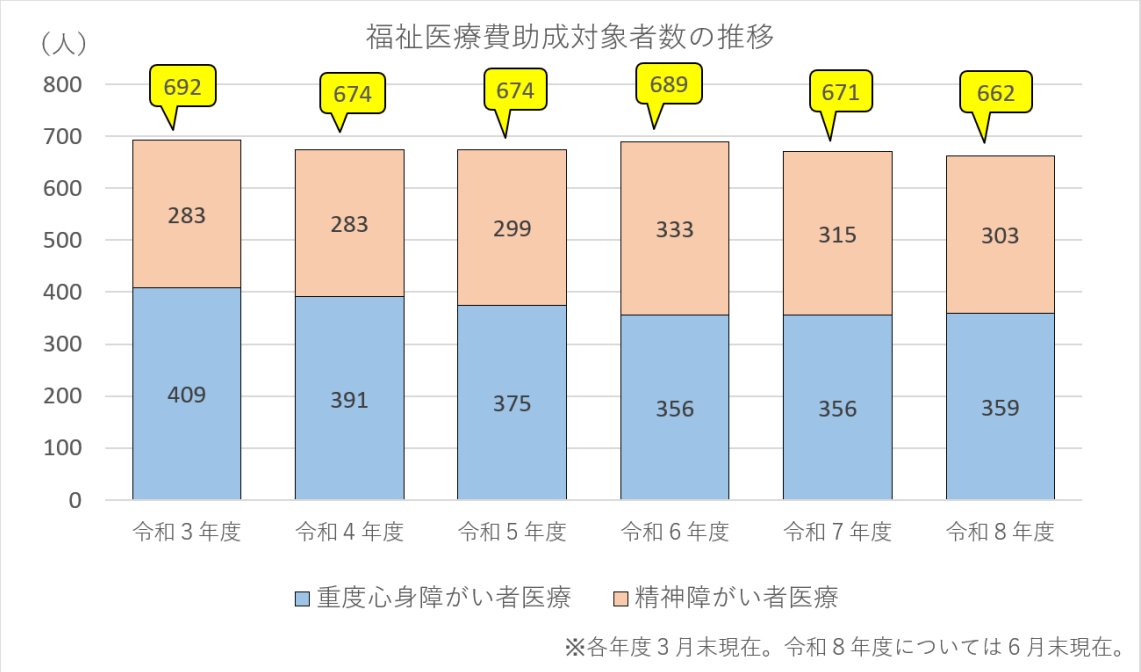
（２）経済的支援受給者数の推移

令和３年度から令和８年度までの経済的支援受給者数を見ると、令和８年６月末現在、全体は75人で、令和３年度から４人の増加で、特に特別児童扶養手当の受給者は７人の増加です。



（３）福祉医療費助成対象者数の推移

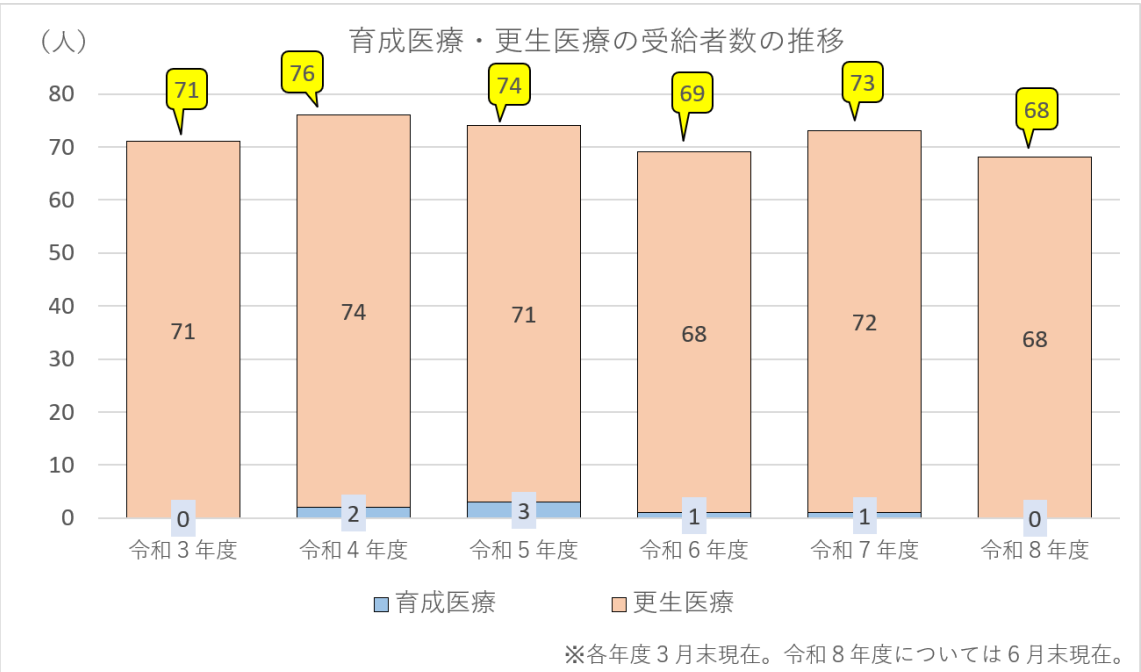
令和３年度から令和８年度までの福祉医療費助成制度における助成対象者数を見ると、令和８年６月末現在、全体は 662 人で、30 人減少しています。



※各年度３月末現在。令和８年度については６月末現在。

（４）育成医療・更生医療の受給者数の推移

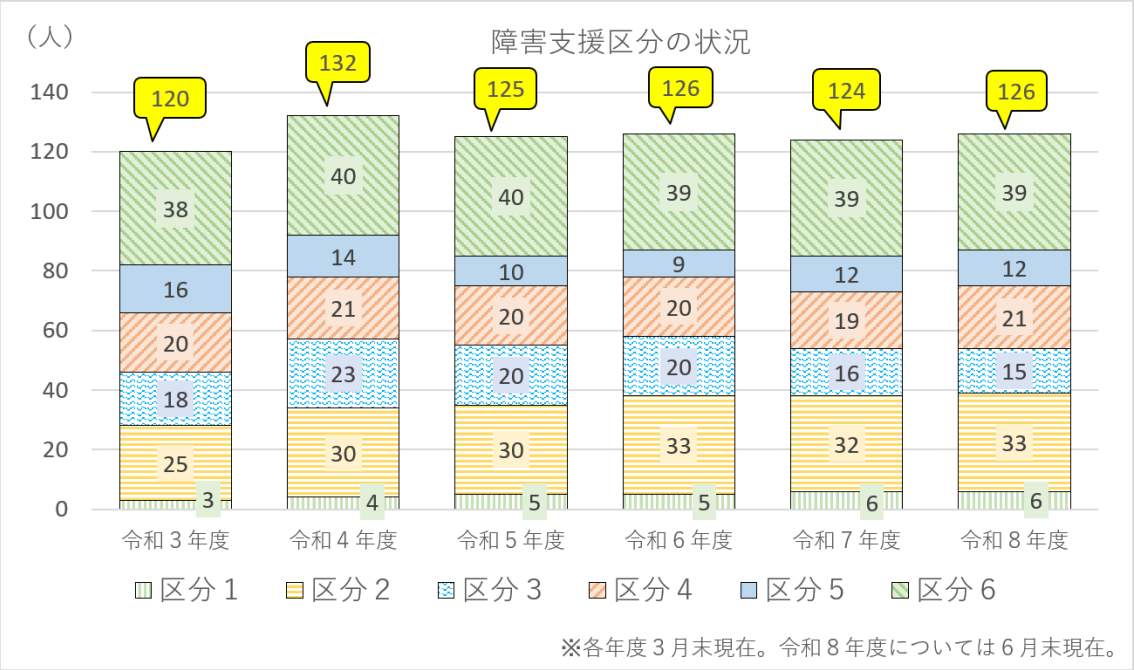
令和３年度から令和８年度までの育成医療・更生医療の受給者数を見ると、令和８年６月末現在、全体は 68 人で、令和３年度から３人減少しています。



※各年度３月末現在。令和８年度については６月末現在。

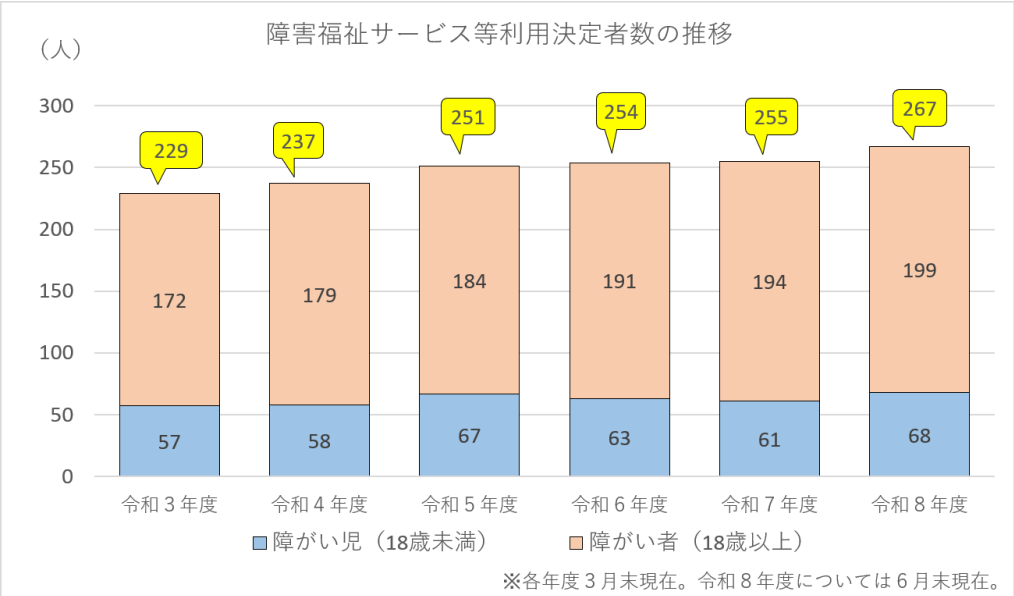
（５）障害支援区分認定実施状況の推移

令和３年度から令和８年度までの障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定者数の推移を見ると、令和８年６月末現在、全体は 126 人で、令和３年度から６人の増加です。区分６が最も多く、次いで区分２と続きます。最も増加しているのは区分２で８人増加しています。



（６）障害福祉サービス等利用決定者数の推移

令和３年度から令和８年度までの障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数を見ると、令和８年６月末現在、全体は 267 人で、そのうち障がい者（18 歳以上）は 199 人、障がい児（18 歳未満）は 68 人となっており、合計 38 人の増加となっています。



４．障がいのあるこどもの状況

（１）障がい児保育の状況の推移

認定こども園（保育園・幼稚園合算）における令和３年から令和８年までの障がい児保育の実施状況を見ると、増減を繰り返し、令和８年の障がい児入所数は２人となっています。

（単位：人）

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
入所児童数	0	1	1	1	5	2

※各年4月1日現在

（２）障がいのあるこどもの就学状況の推移

令和３年から令和８年までの障がいのあるこどもの就学状況を見ると、令和８年４月１日現在、町内小学校・中学校の特別支援学級に通う本町の児童・生徒数は、小学校 39 人、中学校 18 人となっています。令和３年から増減を繰り返し、緩やかな増加傾向にあります。

（単位：人）

	区分	クラス	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
小学校	学級数	知的	3	3	2	3	3	3
		自・情	5	5	4	4	4	5
		弱視	0	0	0	0	0	0
		合計	8	8	6	7	7	8
	児童数	知的	5	5	7	8	9	10
		自・情	28	26	23	23	28	29
		弱視	0	0	0	0	0	0
		合計	33	31	30	31	37	39
中学校	学級数	知的	1	1	1	1	1	1
		自・情	2	3	2	2	2	2
		合計	3	4	3	3	3	3
	生徒数	知的	5	4	1	2	2	4
		自・情	12	17	15	11	13	14
		合計	17	21	16	13	15	18

※自・情 = 発達障がい　　※各年４月１日現在

第３章　前期計画の評価及び今期計画の確保方策

１．第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の成果目標等と進捗状況

門川町第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【前期計画における目標】

①　地域生活移行に関する目標

項目	目標値	考え方	目標年度
地域生活移行者数	２人	国が示した目標を基本として、門川町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和８年度末

②　施設入所者数の削減に関する目標

項目	目標値	考え方	目標年度
入所者削減数	２人	国が示した目標を基本として、門川町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。ただし、入所者数が令和４年度末時点より増加させないことを基本とする。	令和８年度末

【進捗状況】

福祉施設からの地域生活への移行状況	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
①地域生活移行者数	０人	０人	１人
②施設入所者数の削減数	０人	０人	１人

施設入所者数の動向		単位	実績値		
		人	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
年度当初			24 人	24 人	23 人
退所	地域移行		0 人	0 人	1 人
	その他事由		1 人	2 人	0 人
入所			1 人	1 人	0 人
年度末			24 人	23 人	22 人

・施設入所者数は、令和８年度末時点（見込み）で 22 名となっています。
・地域生活移行者数は、令和８年度末時点（見込み）で１名となっています。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【前期計画における目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均	326 日以上とする	国が示した目標を基本として、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会や関係事業者の意向などを踏まえ、門川町における見込み量や、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和８年度末

【進捗状況】

精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均は不明。

※本町においては、精神障がい者の精神病床への入退院のデータを所持しておらず、関係機関からの提供も受けられないため。

項目	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
地域包括ケアシステム（※）	未構築	未構築	未構築

・令和８年度時点で、地域包括ケアシステムは未構築です。

※地域包括ケアシステム：
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉・医療・相談支援・住まいなどの関係機関が連携し、地域全体で生活を支える仕組みのことです。

（３）地域生活支援の充実

【前期計画における目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
地域生活支援拠点等の整備（※）	１箇所 （圏域整備）	国が示した目標を基本として、県内の拠点等の整備に関わる進捗状況等を勘案して目標を設定する。	令和８年度末
	運用状況検証及び検討の回数： 年２回		

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点等の整備状況	未整備（圏域）	未整備（圏域）	未整備（圏域）
運用状況の検証・検討回数	―	―	―

・令和８年度時点で、日向入郷圏域において、地域生活支援拠点等は未整備です。

※地域生活支援拠点等の整備：
　障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談支援、緊急時の受入れ・対応、地域生活への移行に向けた体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成等の機能について、関係機関や事業者との連携のもと、地域の実情に応じた支援体制を整備することです。

（４）福祉施設から一般就労への移行

【前期計画における目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
福祉施設からの 一般就労移行者数	２人	国が示した目標（①福祉施設から一般就労：令和３年度実績の 1.28 倍以上。②就労移行支援事業から一般就労:令和３年度実績の 1.31 倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和８年度末
うち 就労継続支援Ａ型事業の 利用者数	１人	国が示した目標（令和３年度実績の 1.29 倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	
うち 就労継続支援Ｂ型事業の 利用者数	０人	国が示した目標（令和３年度実績の 1.28 倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	
就労定着支援事業の 利用者数	１人	国が示した目標（令和３年度実績の 1.41 倍以上）を基本としながら、県内の就労定着支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。	
就労定着支援事業所のうち 就労定着率が７割以上の 事業所の割合	70%	国の示した目標（就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上）を基本とする	

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込）
一般就労移行者数	５人	２人	１人
うち就労継続支援Ａ型事業者の利用者数	０人	０人	０人
うち就労継続支援Ｂ型事業者の利用者数	０人	０人	０人
就労定着支援事業の利用者数	２人	１人	１人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が７割以上の事業所の割合	100%	100%	100%

・令和８年度時点で、就労移行支援事業等からの一般就労移行者数は１名となっています。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等（第３期障害児福祉計画）

【前期計画における目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
児童発達支援センターの設置	１箇所以上	国の基本指針における数値目標等を基本としながら、ニーズ把握や個票作成など地域の実情に即して策定される市町村計画における需給見込み等を勘案して、圏域ごとに均衡のとれた数値目標等を設定する。	令和８年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	構築済		
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保	１箇所以上		
医療的ケア児支援のための保健・医療・ 障害福祉・保育・教育等の関係機関 協議の場の設置	設置済 (圏域)		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済 (圏域)		

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援センターの設置	１箇所	１箇所	１箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	構築済	構築済	構築済
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保	１箇所 （圏域）	１箇所 （圏域）	１箇所 （圏域）
医療的ケア児支援のための保健・医療・ 障害福祉・保育・教育等の関係機関 協議の場の設置	設置済 （圏域）	未設置	未設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済 （圏域）	配置済 （圏域）	配置済 （圏域）

（６）相談支援体制の充実・強化等

【前期計画における目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
基幹相談支援センターの設置	設置済（圏域）	国の基本指針における目標を基本としながら、県内の取組状況を勘案して目標を設定する。	令和８年度末
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	１人		
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	40 回		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回		
個別事例の支援内容の検証の実施回数	４回		
自立支援協議会（※）の設置	設置済（圏域）		
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	６回/年		
協議会への参加事業者（機関）数	３箇所		
協議会の専門部会の設置	有		
協議会の専門部会の開催	有		

※自立支援協議会：
　障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、行政、相談支援事業所、福祉サービス事業所、医療機関、教育機関、就労支援機関、当事者・家族などが集まり、地域の課題を共有し、解決に向けて協議する場です。

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置	設置済 （圏域）	設置済 （圏域）	設置済 （圏域）
基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置数	２人	２人	２人
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	70 回	31 回	20 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5 回	8 回	11 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	0 回	0 回
自立支援協議会の設置	設置済 （圏域）	設置済 （町単独）	設置済 （町単独）
協議会における相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数	0 回/年	0 回/年	0 回/年
協議会への参加事業者（機関）数	20 箇所 (町内事業所)	11 箇所	11 箇所
協議会の専門部会の設置	有 （３部会）	有 （1 部会）	有 （2 部会）
協議会の専門部会の開催	有 （35 回）	有 （10 回）	有 （13 回）

（７）障害福祉サービス等の質の向上

【前期計画における目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有	国が示した目標を基本としながら、利用状況などを勘案して具体的な目標値を設定する。	令和８年度
各種研修への職員の参加	２人		
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有		
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有の実施	１回		
指導監査結果の関係市町村の共有体制	有		
指導監査結果の関係市町村自治体との共有の実施	０回		

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有	有	有
各種研修への職員の参加	２人	５人	５人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有の実施	１回／月	１回／月	１回／月
指導監査結果の関係市町村の共有体制	有	有	有
指導監査結果の関係市町村自治体との共有の実施	０回	０回	０回

２．第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の成果目標の設定

国の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障がい児支援の提供体制の整備等」、「地域生活支援の充実」、「相談支援体制の充実・強化等」及び「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についての成果目標を設定することとしています。

本町では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

①　地域生活移行に関する目標

【国の基本指針】

● 令和 11（2029）年度末までに、令和７（2025）年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定すること。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
地域生活移行者数	２人／年	国が示した目標（令和７年度末時点の施設入所者の６％以上を地域生活へ移行）を基本として、門川町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。 【令和７年度末時点の施設入所者数：23 人】	令和 11 年度末

②　施設入所者数の削減に関する目標

【国の基本指針】

● 令和 11（2029）年度末の施設入所者数を、令和７（2025）年度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本として目標値を設定すること。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
施設入所者削減数	２人／年	国が示した目標（令和７年度末時点の施設入所者の 5%以上を削減）を基本として、門川町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。ただし、入所者数が令和７年度末時点より増加させないことを基本とする。 【令和７年度末時点の施設入所者数:23 人】	令和 11 年度末

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 令和 11（2029）年度末における精神障がい者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上とすることを基本とする。
- 令和 11（2029）年度末における精神病床に一年以上長期入院している患者数（65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）を、別途掲げる式により算定し、目標値として設定する。
- 令和 11（2029）年度末における精神科病院を退院した精神障がい者の 30 日以上の再入院率を、退院後 90 日時点の再入院率を 10.3%以下、退院後 180 日時点の再入院率を 17.4%以下、退院後 365 日時点の再入院率を 25.7%以下とすることを基本として設定する。
- 精神障がいについて地域住民への普及啓発を進めるために、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握するに当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
心のサポーターの人数	心のサポーター養成研修受講者数 71 人 （実人数）	国が示した目標（令和１５年度末までに全国で 100 万人以上）を基本として、門川町における見込み量や、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和 11 年度末

（３）福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 令和 11（2029）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者を令和 6（2024）年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及びＢ型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値も定める。
- 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 11（2029）年度中に令和 6（2024）年度一般就労への移行実績の 1.14 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、就労継続支援Ａ型事業については令和 6 年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.52 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業についてはおおむね 1.67 倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 11（2029）年度に令和 6（2024）年度実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。

 また、就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。
- 就労選択支援においては、地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を 1 事業所以上設置することを基本とする。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
福祉施設からの 一般就労移行者数	４人／年	国が示した目標（福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数が令和６年度実績の 1.31 倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。 【令和６年度末時点の移行者数：５人】	令和 11 年度末
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	４人／年	国が示した目標（就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した実績が令和６年度の移行実績の 1.14 倍以上、）を基本としながら、県内の就労移行支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。 【令和６年度末時点の移行者数：５人】	
一般就労へ移行した者の割合が５割以上の 就労移行支援事業所割合	50%	国が示した目標（就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が、事業所全体の５割以上）を基本としながら、県内の就労移行支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。	
就労継続支援 A 型事業所利用者数	１人／年	国が示した目標（就労継続支援 A 型事業利用者のうち、一般就労に移行した人数が、令和６年度の移行実績のおおむね 1.52 倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	
就労継続支援 B 型事業所利用者数	１人／年	国が示した目標（就労継続支援Ｂ型事業利用者のうち、一般就労に移行した人数が、令和６年度の移行実績のおおむね 1.67 倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	

就労定着支援事業の 利用者数	３人／年	国が示した目標（就労定着支援事業の利用者数を令和６年度実績の 1.47 倍以上）を基本としながら、県内の就労定着支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。 【令和６年度末時点の利用者数：２人】	
就労定着率が７割以上の 就労定着支援事業所割合	25%	国が示した目標（就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上）を基本としながら、県内の就労定着支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。	
就労選択支援事業所数	１事業所	国の示した目標（協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置）を基本としながら、具体的な目標値を設定する。	

（４）障がい児支援の提供体制の整備等（第４期障害児福祉計画）

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 11（2029）年度末までに、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。

 （１）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家庭支援機能

 （２）地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

 （３）地域のインクルージョン推進の中核としての機能

 （４）地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

 なお、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障がい児の受け入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。

 また、インクルージョン推進のため、令和 11（2029）年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和 11（2029）年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- 重症心身障がい児※１が身近な地域で支援を受けられるように、令和 11（2029）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児※２等が適切な支援を受けられるように、令和 11（2029）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和 11（2029）年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
- 障害児相談支援について質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、適正な支援の提供体制の構築を図りつつ、令和 11（2029）年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。
- 強度行動障害の状態にある児の支援体制の充実を図るために、令和 11（2029）年度末までに各都道府県において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

※１　重症心身障がい児：重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

※２　医療的ケア児：人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

【第４期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保【新規】	１箇所	国の基本指針における目標等を基本としながら、地域の実情に即して門川町における需給見込み等を勘案して、圏域ごとに均衡のとれた目標等を設定する。	令和 11 年度末
地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進のための協議の場の設置【新規】	単独設置		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域確保		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域設置		
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	圏域配置		
障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保【新規】	単独確保		

（５）地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和 11（2029）年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、運用状況の検証及び検討を年１回以上行うことを基本とする。
- 強度行動障害の状態にある者の支援ニーズを把握し、令和 11（2029）年度末までに、各市町村において地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	１箇所（町単独）	国が示した目標を基本として、障がい者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるための体制整備を勘案して目標を設定する。	令和11年度末
拠点コーディネーターの配置人数	１人		
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	２回／年		

（６）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和 11（2029）年度末までに、全ての市町村において基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者・障がい児の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
- 令和 11（2029）年度末までに、市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
基幹相談支援センターの設置	町単独で設置	国の基本指針における目標を基本としながら、基幹相談支援センターの町単独での設置による地域の相談支援体制の強化と、地域における障がい者の支援体制の整備に取り組んでいる状況が確認できる数値目標等を設定する。	令和 11 年度末
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	１人		
地域の相談支援事業者への訪問等による指導・助言件数	40 件／年		
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12 件／年		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回／年		
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	３件／年		
のぞまないセルフプラン件数	０件／年		

（７）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

【国の基本指針】

- 地域のニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要があるため、県は管内市町村と連携しつつ、各専門人材養成に向けた研修を実施することとする。
- 障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、県においては、各専門人材に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とする。
- 各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上（※）の取組を推進するため、県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。
- 県において、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
主任相談支援専門員研修修了者数	２人	国の基本指針における目標を基本としながら、主任相談支援専門員配置による地域の相談支援体制の強化を図れる数値目標等を設定する。	令和 11 年度末

※生産性向上：
「支援者一人ひとりの力を引き出し、チームで質の高いケアを届けて新たな価値を生み出すこと」と位置付けられ、負担軽減や価値の創出により、利用者の支援に注力できる環境づくりや支援者の働きがい向上を進めるものです。

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

● 令和 11（2029）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【第８期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
各種研修への職員の参加人数	２人／年	国が示した目標を基本としながら、利用状況などを勘案して具体的な目標値を設定する。	令和11年度末
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有		
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有の実施	１回／月		
指導監査結果の関係市町村の共有体制	有		
指導監査結果の関係市町村との共有回数	１回／年		

３．活動指標（サービス等の見込み）とその確保方策

本章では、成果目標達成のための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込み量確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として示します。

活動指標の項目は、国の基本指針により項目が規定されています。本町では、近年のサービス利用動向、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠として伸び率の平均を算出し、利用傾向やニーズを勘案して、各項目の利用者数や必要利用量の見込み量等を推定しています。

※ 介護保険制度との適用関係について

障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあります。65 歳以上の方、40 歳～64 歳で特定疾病に該当する方は、原則として介護保険が優先されますので、介護保険サービスを利用することとなります。

ただし、個別のケースに応じて、障がい特性等を考慮し、適切な支援が受けられるように検討した上で、支給決定を行うこととします。

障害支援区分が必要なサービスもありますので、早い段階で介護支援専門員（ケアマネージャー）と相談支援専門員等の関係機関と連携し、障がい特性や生活状況、必要な支援量などを把握し、審査会へ諮れるよう努めます。

※ 単位について

「人日分／月」は、「1 人当たりの月平均利用量」×「月平均利用者数」で求める『月延べ利用量』の単位とします。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、次のとおりです。

障害福祉サービス

【訪問系サービス】
① 居宅介護
② 重度訪問介護
③ 同行援護
④ 行動援護
⑤ 重度障害者等包括支援

【日中活動系サービス】
① 生活介護
② 自立訓練（機能訓練）
③ 自立訓練（生活訓練）
④ 就労選択支援
⑤ 就労移行支援
⑥ 就労継続支援（A型）
⑦ 就労継続支援（B型）
⑧ 就労定着支援
⑨ 療養介護
⑩ 短期入所（福祉型）
⑪ 短期入所（医療型）

【居住支援系】
① 自立生活援助
② 共同生活援助
③ 施設入所支援

相談支援

① 計画相談支援
② 地域移行支援
③ 地域定着支援
④ 障害児相談支援

障害児通所支援

① 児童発達支援
② 居宅訪問型児童発達支援
③ 保育所等訪問支援
④ 放課後等デイサービス

地域生活支援事業

【必須事業】
① 理解促進研修・啓発事業
② 自発的活動支援事業
③ 相談支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
⑥ 意思疎通支援事業
⑦ 日常生活用具等給付事業
⑧ 奉仕員養成研修事業
⑨ 移動支援事業
⑩ 地域活動支援センター事業

【任意事業】
① 訪問入浴サービス事業
② 日中一時支援事業
③ 地域生活支援拠点等事業
④ 点字・声の広報発行事業
⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業
⑥ 知的障害者職親委託事業
⑦ 更生訓練費給付事業

（１）指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

訪問系サービス

①　居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介助等生活全般にわたる支援を行います。

【居宅介護の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
居宅介護	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（時間/月）	336	375	352	361	371	380
対前年比（%）	—	111.6%	93.9%	102.6%	102.6%	102.6%
利用者数（人/月）	23	24	23	23	23	23
対前年比（%）	—	104.3%	95.8%	100.0%	100.0%	100.0%

②　重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常時介護を必要とする人が対象となります。自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時支援を行います。

【重度訪問介護の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
重度訪問介護	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（時間/月）	853	794	724	667	614	566
対前年比（%）	—	93.1%	91.2%	92.1%	92.1%	92.1%
利用者数（人/月）	4	4	3	3	2	2
対前年比（%）	—	100.0%	75.0%	86.6%	86.6%	86.6%

③　同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人が対象となります。外出時に本人等に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の支援を行います。

【同行援護の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
同行援護	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（時間/月）	14	26	21	24	27	30
対前年比（%）	—	185.7%	80.8%	112.5%	112.5%	112.5%
利用者数（人/月）	3	5	3	3	3	3
対前年比（%）	—	166.7%	60.0%	100.0%	100.0%	100.0%

④　行動援護

自己判断が制限される人が対象となります。行動するときに危険を回避するために必要な援護や、外出支援を行います。

【行動援護見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
行動援護	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（時間/月）	0	0	0	10	10	10
対前年比（%）	—	—	—	—	100.0%	100.0%
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
対前年比（%）	—	—	—	—	100.0%	100.0%

⑤　重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

※令和８年８月現在、宮崎県内に指定登録されている事業所はありません。

【重度障害者等包括支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
重度障害者等包括支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（単位/月）	0	0	0	0	0	0
対前年比（%）	—	—	—	—	—	—
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
対前年比（%）	—	—	—	—	—	—

【訪問系サービスの見込量確保のための方策等】

サービスの利用状況や利用希望、事業所の提供体制等を把握し、サービス需要の増加や支援ニーズの多様化に対応できるよう、関係事業者との情報共有や連携を図ります。また、サービス提供に必要な人材の確保・育成を促進するとともに、重度障がいのある人への支援や早朝・夜間等の利用ニーズに対応できる体制の充実を図ります。

日中活動系サービス

①　生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。障害者支援施設で昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

【生活介護の見込み量】

	実績			見込み		
	第７期			第８期		
生活介護	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	1104	1124	1146	1154	1162	1170
対前年比（%）	—	101.8%	102.0%	100.7%	100.7%	100.7%
利用者数（人/月）	57	58	58	58	59	59
対前年比（%）	—	101.8%	100.0%	100.7%	100.7%	100.7%

※第８期の見込量については、国の要請により、圏域の供給量の差を是正するため、全国平均の伸び率（100.7%）を用いて算定しています。

②　自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

【自立訓練（機能訓練）の見込み量】

	実績			見込み		
	第７期			第８期		
自立訓練（機能訓練）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	24	0	0	22	22	22
対前年比（%）	—	—	—	—	100.0%	100.0%
利用者数（人/月）	1	0	0	1	1	1
対前年比（%）	—	—	—	—	100.0%	100.0%

③　自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。

【自立訓練（生活訓練）の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
自立訓練（生活訓練）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	146	205	138	134	130	127
対前年比（%）	—	140.4%	67.3%	97.2%	97.2%	97.2%
利用者数（人/月）	6	7	5	5	4	4
対前年比（%）	—	116.7%	71.4%	91.3%	91.3%	91.3%

④　就労選択支援

就労を希望する人が対象です。就労先や働き方について適切な選択ができるよう、アセスメントを行って支援を行います。

【就労選択支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
就労選択支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）		1	2	9	9	10
対前年比（%）		—	200.0%	450.0%	100.0%	111.1%

※就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型の利用希望者は、原則として就労選択支援を利用し、アセスメントを活用した選択の支援を受ける仕組みとなっています。そのため、第８期の見込量については、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型の新規利用者が利用することを前提として算定しています。

⑤　就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労移行支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
就労移行支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	92	41	64	53	45	37
対前年比（%）	—	44.6%	156.1%	83.4%	83.4%	83.4%
利用者数（人/月）	5	3	4	4	3	3
対前年比（%）	—	60.0%	133.3%	89.4%	89.4%	89.4%

⑥　就労継続支援（A 型）

一般企業等での就労が困難な人が対象となります。雇用契約を結んで、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【就労継続支援（A 型）の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
就労継続支援（A型）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	181	227	218	239	262	288
対前年比（%）	—	125.4%	96.0%	109.7%	109.7%	109.7%
利用者数（人/月）	10	14	13	15	17	19
対前年比（%）	—	140.0%	92.9%	114.0%	114.0%	114.0%

⑦　就労継続支援（B 型）

一般企業等での就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【就労継続支援（B 型）の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
就労継続支援（B型）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	1117	1220	1296	1393	1498	1610
対前年比（%）	—	109.2%	106.2%	107.5%	107.5%	107.5%
利用者数（人/月）	66	71	75	80	85	91
対前年比（%）	—	107.6%	105.6%	106.6%	106.6%	106.6%

⑧　就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された人が対象となります。関係機関と連携しながら、就労で生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【就労定着支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
就労定着支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	4	4	4	4	4	4
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑨　療養介護

医療と常時の介護を必要とする人が対象となります。医学的管理の下に医療機関で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。

【療養介護の見込み量】

	実績			見込み		
	第７期			第８期		
療養介護	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	4	4	4	4	4	4
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑩　短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の場合等に短期間の入所を必要とする人が対象となります。指定障害者支援施設等の入所施設で、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【短期入所（福祉型）の見込み量】

	実績			見込み		
	第７期			第８期		
短期入所（福祉型）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	28	34	25	24	22	21
対前年比（%）	—	121.4%	73.5%	94.5%	94.5%	94.5%
利用者数（人/月）	7	9	8	9	9	10
対前年比（%）	—	128.6%	88.9%	106.9%	106.9%	106.9%

⑪　短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合等に短期間の入所を必要とする人が対象となります。病院等の医療機関で、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【短期入所（医療型）の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
短期入所（医療型）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用量（人日分/月）	0	5	4	5	5	5
対前年比（%）	—	—	80.0%	125.0%	100.0%	100.0%
利用者数（人/月）	0	1	1	1	1	1
対前年比（%）	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策等】

障がいのある人の生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用ニーズに対応するため、利用状況や利用希望、事業所の定員及び受入れ状況を把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

また、障がい特性や本人の希望に応じた日中活動の場を確保するとともに、医療的ケアや重度障害等への対応、送迎体制の充実など、利用者の状況に応じた受入れ体制の整備を促進します。就労支援については、関係機関や企業等との連携を強化し、一般就労への移行及び就労定着に向けた支援の充実を図ります。

居住支援系サービス

①　自立生活援助

ひとり暮らしを希望する人が対象となります。定期的な巡回や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により生活状況を確認し、必要な情報の提供・助言・相談、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

【自立生活援助の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
自立生活援助	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②　共同生活援助

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

【共同生活援助の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
共同生活援助（グループホーム）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	32	33	35	37	38	40
対前年比（%）	—	103.1%	106.1%	104.6%	104.6%	104.6%

③　施設入所支援

施設入所者に対し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護や、生活に関する相談や助言等の必要な支援を行います。

【施設入所支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
施設入所支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	25	24	23	22	21	20
対前年比（%）	―	96.0%	95.8%	95.9%	95.9%	95.9%

【居住支援系サービスの見込量確保のための方策等】

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、共同生活援助（グループホーム）等の居住の場の確保に努めます。

利用希望や空き状況、地域ごとの供給状況等を把握し、関係事業者との情報共有や連携を通じて、必要な居住系サービスの提供体制の充実を図ります。また、重度障がいのある人等の受入れ体制の確保に努めるとともに、施設入所者等の地域生活への移行を支援し、地域生活支援拠点等と連携した緊急時の支援体制の充実を図ります。

相談支援

①　計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての人が対象です。計画どおり障害福祉サービスが確保されるよう連絡調整をし、サービス等利用計画を定期的に見直します。

【計画相談支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
計画相談支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	59	62	66	70	74	78
対前年比（%）	—	105.1%	106.5%	105.8%	105.8%	105.8%

②　地域移行支援

施設入所者や精神科病院等に入院している精神障がい者が対象となります。住居の確保や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。

【地域移行支援の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
地域移行支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	1	1	2	3	4	6
対前年比（%）	—	100.0%	200.0%	141.4%	141.4%	141.4%

③　地域定着支援

居宅における単身者や、同居している家族による支援を受けられない人が対象となります。常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談や訪問、対応などを行います。

【地域定着支援の見込み量】

	実績			見込み		
	第７期			第８期		
地域定着支援	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用者数（人/月）	0	0	1	1	1	1
対前年比（%）	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

【相談支援の見込量確保のための方策等】

障がいのある人が必要なサービスを適切に利用し、地域で安心して生活できるよう、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の提供体制の確保に努めます。

相談支援の利用状況や相談支援専門員の配置状況等を把握し、相談支援事業所の体制強化や人材の確保・育成を促進します。また、基幹相談支援センターや自立支援協議会等を活用し、相談支援事業所、医療機関、福祉サービス事業所等との連携を強化することで、専門的な相談への対応や地域生活への移行・定着に向けた支援の充実を図ります。

（２）障害児通所支援等の見込み（障害児福祉計画）

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込みや見込み量確保のための方策を示します。障害児通所支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

①　障害児通所支援等

事業名	事業内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児を対象に、授業の終了後または学校の休校日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がい児に障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。 ※平成 30（2018）年度より新たに設定されたサービスです。

【現状と見込みの考え方】

第３期障害児福祉計画期間における利用者は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援において増加傾向にありました。今後も、地域の生活の場での療育へのニーズがあり、学習障がい（ＬＤ）や注意欠如多動症（ＡＤＨＤ）、自閉スペクトラム症（ＡＳＤ）等についての理解が進み、障がいと診断されるケースが増えていることから、障がい児へのサービス需要はさらに増加していくものと考えられます。

【障害児通所支援等の見込み量】

		実績		見込み			
		第３期			第４期		
		令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
児童発達支援	人日分/月	246	278	314	380	460	557
	対前年比（%）	—	113.0%	112.9%	121.0%	121.1%	121.1%
	人/月	14	16	17	19	21	23
	対前年比（%）	—	114.3%	106.3%	111.8%	110.5%	109.5%
放課後等デイサービス	人日分/月	617	573	722	780	842	909
	対前年比（%）	—	92.9%	126.0%	108.0%	107.9%	108.0%
	人/月	41	39	49	53	58	63
	対前年比（%）	—	95.1%	125.6%	108.2%	109.4%	108.6%
保育所等訪問支援	人日分/月	1	3	4	4	4	4
	対前年比（%）	—	300.0%	133.3%	100.0%	100.0%	100.0%
	人/月	1	1	1	1	1	1
	対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
障害児相談支援	人/月	17	16	20	21	22	23
	対前年比（%）	—	94.1%	125.0%	105.0%	104.8%	104.5%
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	0	0	0
	対前年比（%）	—	—	—	—	—	—
	人/月	0	0	0	0	0	0
	対前年比（%）	—	—	—	—	—	—
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数	人/月	1	1	1	1	1	1
	対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【見込み量確保のための方策等】

・障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、近隣市町村や関係機関、障害児通所支援事業所などと連携し、サービス提供の確保に努めます。

・障がい児支援に携わる人材の育成に努めるため、各種研修などを通じて障がい児支援の質と専門性の向上を図ります。

・児童発達支援センターを地域の障がい児支援の中核的な役割を担う機関として、関係機関との緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の構築を目指します。

（３）地域生活支援事業の見込み

必須事業

①　理解促進研修・啓発事業

地域住民や関係者を対象に、障がいについての理解を深めてもらうための研修会や啓発活動を行います。

【理解促進研修・啓発事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
理解促進研修・啓発事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
開催会数（回/年）	2	2	2	2	2	2
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②　自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族等による団体を対象に、自発的な活動を支援するための補助金を交付します。

【自発的活動支援事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
福祉事業補助金（自発的活動支援）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
交付団体数（団体/年）	2	2	2	2	2	2
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③　相談支援事業等

障がいのある人やその家族等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な情報提供及び助言、権利擁護のための援助など、自立した日常生活または社会生活を営むための支援を行います。

③－１　障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族等を対象に相談に応じ、関係機関との連絡調整を行いながら障がいのある人の地域における生活を総合的にサポートします。

③－２　基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置します。

現在、日向入郷障がい保健福祉圏域の５市町村で、広域設置をしていますが、令和 10 年度からの門川町単独設置に向けて協議・調整を進めます。

また、センターの設置に際して専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。

【相談支援事業量の見込み】

		実績		見込み			
		第７期			第８期		
		令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
障がい者相談支援事業	実施の有無	有（２か所）	有（２か所）	有（２か所）	有（２か所）	有（２か所）	有（２か所）
基幹相談支援センター	設置数	1（広域）	1（広域）	1（広域）	1（広域）	1（単独）	1（単独）

④　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいがあり判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うもので、今後も引き続きこの制度の利用促進を図ります。

【成年後見制度利用支援事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
成年後見人制度利用支援事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
申立件数（件/年）	0	4	1	1	1	1
対前年比（%）	—	—	25.0%	100.0%	100.0%	100.0%
報酬助成件数（件/年）	2	1	2	2	2	2
対前年比（%）	—	50.0%	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動の支援を行います。

【成年後見制度法人後見支援事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
成年後見制度法人後見支援事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用件数（件/年）	4	6	7	9	12	16
対前年比（%）	—	150.0%	116.7%	132.3%	132.3%	132.3%

⑥　意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象として、手話通訳者等の派遣を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【意思疎通支援事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
派遣件数（件/年）	1	4	12	5	5	5
対前年比（%）	—	400.0%	300.0%	41.7%	100.0%	100.0%

⑦　日常生活用具給付事業

障がいのある人を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。
サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。
また、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。

【日常生活用具給付事業の見込み量】

		実績			見込み		
		第７期			第８期		
日常生活用具		令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
介護・訓練支援用具	給付件数（件/年）	1	2	2	3	4	6
	対前年比（%）	—	200.0%	100.0%	141.4%	141.4%	141.4%
自立生活支援用具	給付件数（件/年）	2	3	3	4	5	6
	対前年比（%）	—	150.0%	100.0%	122.5%	122.5%	122.5%
在宅療養等支援用具	給付件数（件/年）	3	4	4	5	5	6
	対前年比（%）	—	133.3%	100.0%	115.5%	115.5%	115.5%
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件/年）	1	1	1	1	1	1
	対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
排泄管理支援用具	給付件数（件/年）	452	471	556	617	684	758
	対前年比（%）	—	104.2%	118.0%	110.9%	110.9%	110.9%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数（件/年）	1	0	1	1	1	1
	対前年比（%）	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

⑧　奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話語彙及び表現技術を習得するための養成講座を行います。
また、聴覚障がい者や養成講座修了者等との交流活動を促進します。

【奉仕員養成研修事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
手話奉仕員養成講座 （奉仕員養成研修事業）	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）	令和９年度 （2027）	令和10年度 （2028）	令和11年度 （2029）
受講者数（人/年）	9	13	11	12	13	15
対前年比（%）	—	144.4%	84.6%	110.6%	110.6%	110.6%

⑨　移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図っていきます。

【移動支援事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
移動支援事業	令和６年度 （2024）	令和７年度 （2025）	令和８年度 （2026）	令和９年度 （2027）	令和10年度 （2028）	令和11年度 （2029）
利用量（時間/年）	561	620	700	782	873	976
対前年比（%）	—	110.5%	112.9%	111.7%	111.7%	111.7%
実利用者数（人/年）	15	14	14	14	13	13
対前年比（%）	—	93.3%	100.0%	96.6%	96.6%	96.6%

⑩　地域活動支援センター

障がいのある人を受入れ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた便宜を図り、障がいのある人の地域での生活を支援します。

【地域活動支援センターの見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
地域活動支援センター事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
実施か所（か所/年）	1	1	1	1	1	1
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実利用者数（人/年）	4	5	6	7	9	11
対前年比（%）	—	125.0%	120.0%	122.5%	122.5%	122.5%

任意事業

①　訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを行います。

【訪問入浴サービス事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
訪問入浴サービス事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
実施か所（か所/年）	1	1	1	1	1	1
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実利用者数（人/年）	3	4	2	2	2	2
対前年比（%）	—	133.3%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②　日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし実施します。

【日中一時支援事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
日中一時支援事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
実利用者数（人/年）	15	13	17	18	19	21
対前年比（%）	―	86.7%	130.8%	106.5%	106.5%	106.5%

③　地域生活支援拠点等整備

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制を整備するものです。障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築のため、協議・調整を進めます。

【地域生活支援拠点の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
地域生活支援拠点整備	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
整備状況	未	未	未	済	済	済

④　点字・声の広報等発行事業

視覚障がい者に、音訳等の方法により、町広報及び議会だよりを定期的に提供することで、視覚障がい者への情報提供を促進します。

【点字・声の広報等発行事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
点字・声の広報等発行事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
実利用者数（人/年）	8	8	8	8	8	8
対前年比（%）	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑤　自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み量】

	実績		見込み			
	第７期			第８期		
自動車運転免許取得・改造助成事業	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
利用人数（人/年）	1	0	2	2	2	2
対前年比（%）	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

⑥　知的障害者職親委託事業

知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間において、職親の下で生活指導及び技能習得訓練等を受け、就職に必要な能力を身につけることを支援します。

⑦　更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人や、身体障害者更生援護施設に入所している人を対象に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【地域生活支援事業見込量確保のための方策等】

障がいのある人の地域生活を支えるため、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター等の各事業について、地域の実情や利用ニーズを踏まえた提供体制の確保に努めます。

各事業の利用状況や利用者の意見、地域における支援ニーズ等を把握し、事業内容や実施方法の見直しを行うとともに、関係機関や事業者との連携を通じて、必要なサービスを利用できる体制の充実を図ります。また、障がい特性や生活状況に応じた支援を推進し、障がいのある人の社会参加と地域生活の継続を支援します。

資料編

１．門川町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 24 年 11 月 1 日告示第 73 号
改正　平成 25 年 3 月 18 日告示第 42 号
改正　平成 29 年 3 月 31 日告示第 34 号

（設置）

第 1 条　障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく門川町障害者基本計画(以下「基本計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく門川町障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため，門川町障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は，次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1)　基本計画の策定に関すること。
(2)　福祉計画の策定に関すること。
(3)　その他基本計画及び福祉計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第 3 条　委員会の委員は，15 人以内で組織し，次に掲げる者のうちから町長が委嘱し，又は任命する。

(1)　学識経験者
(2)　福祉関係団体の代表者
(3)　社会福祉を目的とする事業者の代表者
(4)　障害者の福祉に関する事業に従事する者
(5)　社会福祉活動を行うボランティア団体の代表者
(6)　関係行政機関の職員
(7)　その他町長が認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は，委嘱の日から第 2 条の事務が終了した日までとする。

2　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

3　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議(以下「会議」という。)は必要に応じ，委員長が招集し，委員長が議長となる。ただし，委員長が互選される前に招集する会議は，町長が招集する。

2　会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4　委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条　委員会の委員が会議等に出席したときは，門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の定めるところにより，報酬及び費用弁償を支給する。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は，福祉課において処理する。

（その他）

第9条　この告示に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この告示は，平成24年11月1日から施行する。

附　則(平成25年3月18日告示第42号)

この告示は，平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日告示第34号)

この告示は，平成29年4月1日から施行する。

２．門川町障害者福祉計画等策定委員会名簿

NO	団　体　名	役　職	氏　　名	備　考
1	医療法人浩洋会　田中病院	医師	徳永　拓也	(1)学識経験者
2	門川町民生委員児童委員協議会	会長	山本　澄夫	(2)福祉関係団体
3	門川町社会福祉協議会	事務局長	倉橋　幹太	(2)福祉関係団体
4	門川町障がい者団体連絡協議会	役員	牧野　喜代美	(2)福祉関係団体
5	社会福祉法人友隣会 ワークセンター　悠々工房	施設長	川越　直美	(3)社会福祉事業者
6	社会福祉法人ひまわり会 あさひ学園	施設長	佐々木　智子	(3)社会福祉事業者
7	日向市・東臼杵郡障がい児者 基幹相談支援センター	センター長	久光　博之	(4)障害者福祉事業者
8	門川町ボランティア連絡協議会	会長	濵田　繁	(5)ボランティア団体
9	門川町地域包括支援センター	所長	神井　美穂	(6)関係行政機関
10	日向公共職業安定所	上席職業指導官	片小田　理恵	(6)関係行政機関
11	日向保健所　健康づくり課	課長	上原　千枝	(6)関係行政機関
12	門川町	副町長	木代　佳美	(6)関係行政機関
13	門川町こども課	課長	和角　敏之	(6)関係行政機関
14	門川町福祉課	課長	大澤　陽一	(6)関係行政機関

令和９年３月

門川町

第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

発行 ： 門川町役場　福祉課

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東１番１号

TEL 0982-63-1140　　FAX 0982-63-1356

